

私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設
整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））
のうち研究施設に係る取扱要領

平成 8 年 5 月 1 0 日
高 等 教 育 局 長 裁 定
(改正平成 9 年 6 月 1 7 日)
(改正平成 1 0 年 1 2 月 1 8 日)
(改正平成 1 4 年 7 月 2 6 日)

1 通則

私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））のうち研究施設に係る交付については、私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱（昭和 5 8 年 7 月 1 日文部大臣裁定，以下「要綱」という。）に定めるほか，この取扱要領に定めるところによる。

2 補助対象施設の範囲

要綱第 3 条第 1 項第 1 号に規定する研究施設の範囲は，別表 1 左欄に掲げる施設とし，同表右欄に例示するようなものとする。

3 補助対象経費の範囲

要綱第 3 条第 1 項第 1 号に規定する本工事費及び附帯工事費の範囲は，次のとおりとする。

(ア) 本工事費

本工事費は，本工事に要する経費（実施設計に要する経費を含む。）であって，建物のく体工事（基礎，軸組，床組，小屋組，壁体工事等），仕上げ関係工事（屋根，天井，建具，造作，内外装及び諸仕上工事等）及び雑工事に要する経費等とする。

なお，雑工事には，建物の部分として整備するクリーンルーム，電波・磁気シールド室等の特殊工事のほか，建物に一般的に附随する黑板，掲示板，流し，棚，鏡，研究室等の室名札，犬走り，テラス等の工事費を含めるものとする。

ただし，備品とみなされるもの（実験台，机，椅子，カーテン等）は，本工事には含まないものとする。

(イ) 附帯工事費

附帯工事費は，本工事費に附帯する工事に要する経費（実施設計に要する経費を含む。）であって，別表 2 左欄に掲げる附帯工事ごとに同表中欄に例示するようなものとし，当該建物に直接関係のない工事，当該建物以外の既存建物内部の工事，同一敷地外の工事及び別表 2 右欄に例示するようなものは含めないものとする。

4 補助対象外施設と一の建物として整備する場合の取り扱い

補助対象外である講義室，演習室，セミナー室等の教育関係施設及び学部事務室など含めて一の建物として整備する場合，別表 1 左欄 4 に掲げる施設に係る補助対象面積は，同欄 1 から 3 に掲げる施設に係る床面積と補助対象外面積との割合により按分して算出するものとする。

また，この場合の補助対象経費は，補助対象面積の当該建物（改造工事にあつては，改造部分）の総床面積に占める割合により按分して算出するものとする。

5 整備事業に要する経費の上限

新築，増築，改築工事にあつては補助対象面積に414,000円を乗じて得た額，改造工事にあつては補助対象面積に225,300円を乗じて得た額を上限とする。

また，実施設計費は工事費の1%を上限とする。

6 床面積の算出

床面積は，壁（腰壁は除く。以下同じ。），建具等により風雨を防ぎうる部分の面積の合計とする。床面積の算定は，各階ごとに壁又はその他の区画の中心線で囲まれた床部分の水平投影面積を測定して行うものとし，1平方メートルに満たない端数が生じたときは，これを四捨五入して算定するものとする。

ただし，エレベーター，リフト等のシャフト部分，室内の煙突等床はないが通念上床面積に含まれる部分は床面積に算入し，次のいずれかに該当する部分は床面積に算入しない。

（ア）天井高又は床下高2メートル以下の中二階等

（イ）建物の外部に固定した内部の高さ2メートル以下の部分

（ウ）二重窓の室内部分その他面積に算入することが不適当と認められる部分

なお，風雨を防ぎ得ないため床面積に算入されない部分は，ひさし，ぬれ縁，ポーチ及びアーケードの類，壁で囲まれていない外部階段及びバルコニーの類並びにピロティ等である。

別表 1

補助対象施設	補助対象施設の例示
1 研究室の類	研究者の研究室，控え室，及び研究の実施に必要となる付属室など
2 実験室の類	一般的な実験室のほか，クリーンルーム，磁気シールド室，電波シールド室，防音室等の特殊施設及び準備室等の付属室など
3 その他 (例えば) ハイテク・リサーチ・センター専用の室等	会議室，資料・展示室，情報処理室，研究設備等の倉庫，（例えば）ハイテク・リサーチ・センター事務室など
4 一般的に建物に必要な室等	廊下，ロビー，階段，昇降機設備，便所，給湯室，機械室，変電室など

別表 2

工事の種類	附帯工事に含めるもの	附帯工事に含めないものの例
実験電力設備工事	自家発電機設備，無停電電源設備など	
照 明 設 備 工 事	差し込み口，取付照明器具など	移動照明器具
情報通信電気工事	情報パネル，室内スピーカー，電気時計など	放送器，電話器
給 水 工 事	左の工事のための配線・配管・変圧器分電盤・配電盤	
排 水 工 事		
衛 生 工 事		
冷 暖 房 工 事		備品的な冷暖房器具 (ストーブ等)
ガ ス 工 事		ガス器具 (コンロ等)
防 災 工 事		
昇 降 機 設 備 工 事		